

議案第 129 号

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正について

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

岩倉峡公園キャンプ場条例（平成 16 年伊賀市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「岩倉峡公園キャンプ場」を「キャンプ場」に改める。

第4条第1項中「開設」を「開設期間」に、「3月15日から12月15日」を「3月1日から12月28日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、12月28日は、次項第1号又は第2号に掲げる区分による使用に限る。

第4条第2項を次のように改める。

2 キャンプ場を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) バーベキュー場昼 午前10時から午後3時30分まで

(2) バーベキュー場夜 午後4時30分から午後9時まで

(3) 宿泊キャンプ場及びオートキャンプ場 次条第1項の許可を受けた期間の初日の午後1時から末日の午前10時まで

第4条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項の規定」に、「使用できる時間等」を「使用時間」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「同様」を「、同様」に改め、同条第2項第4号中「学校の行事等で」を削り、「特に」の次に「必要と」を加え、同条第3項中「許可」の次に「(以下「使用許可」という。）」を加え、「つける」を「付する」に改め、同条第4項中「使用を許可された者」を

「使用許可を受けた者」に、「使用しないこととなった」を「当該使用許可を受けた使用を取り消そうとする」に改める。

第6条第1項中「別表に定める利用料金を」を「キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第1項中「入場料」を「利用料金」に改め、同項第1号中「又は公共団体」を削り、同項第2号中「その他指定管理者が」を「前号に掲げる場合のほか、規則で定める」に、「認めた」を「認める」に改める。

第8条中「許可」を「使用許可」に、「ため」を「目的」に、「使用の」を「当該使用の」に、「貸し」を「貸与し」に改める。

第9条第1項中「使用許可の」を「第5条第3項の規定により付した」に、「若しくは」を「使用許可をした」に改め、同項第3号中「該当する」の次に「ことが判明した」を加え、同項第5号中「その他キャンプ場」を「前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場」に改め、「必要がある」の次に「と認める」を加える。

第12条第4号中「その他キャンプ場」を「前3号に掲げるもののほか、キャンプ場」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単位	利用料金	備考
バーベキュー場昼	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
バーベキュー場夜	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	

宿泊キャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 2,000円を上限とし て加算する。
オートキャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 3,000円を上限とし て加算する。

#### 備考

- 1 大人は高校生以上、小人は小学生以上中学生以下とする。
- 2 小学校就学前の幼児については、利用料金を徴収しない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条を削り、第14条を第13条とする改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 指定管理者は、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例（以下「新条例」という。）第4条第3項又は第6条第2項の規定による市長の承認を得ることができる。

##### (経過措置)

- 3 施行日前から引き続き使用する場合の施行日以後の岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後のキャンプ場の使用について、施行日前にこの条例による改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定により納付されたキャンプ場の利用に係る料金は、新条例の規定による納付の内払とみなす。